

【参考 第1号被保険者の保険料】

(1) 保険料基準額の算出

保険料基準額（月額）は、次の方法により算出します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 21\%^{※1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 21\% \\ + \text{京都府介護保険財政安定化基金拠出金}^{※2} \\ + \text{京都府介護保険財政安定化基金償還金} \\ - \text{京都府介護保険財政安定化基金の取崩しによる交付金} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{保険料の負担} \\ \text{割合で補正した} \\ \text{年度ごとの被保} \\ \text{険者数の合計}^{※3} \end{array} \right) \div 12 \text{月}$$

※1 第1号被保険者の保険料負担は、基本的に保険給付費の21%となりますが、第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は、市町村ごとに異なります。

※2 第5期は、京都府介護保険財政安定化基金への拠出金は0円

※3 （各段階の第1号被保険者数×第5期における保険料率）の合計から得た人数

なお、介護保険制度は、国が定めた全国一律の制度であり、市町村（保険者）の裁量は少なく、第1号保険料分の歳入を一般財源により補てんすることなども認められていません。

(2) 京都府介護保険財政安定化基金の取崩しによる交付金を活用した保険料の軽減

都道府県に設置されている介護保険財政安定化基金について、介護保険法の改正により、保険料の上昇を緩和するために取り崩し、市町村に交付することが可能となりました。

これに伴い、京都府からの交付金を第5期の保険料に充当することにより、保険料を引き下げます。

(3) 所得に応じた保険料の設定

所得段階区分や保険料率について、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな設定を行うことにより、低所得者の方の負担を軽減するとともに、保険料基準額の上昇抑制を図ります。

① 第4段階及び第3段階の保険料の軽減＜継続・新規＞

第4期から実施している第4段階の軽減措置を継続するとともに、新たに第3段階についても細分化し、より低い保険料率を設定します。

＜第4段階軽減措置（継続）＞

本来の保険料率	軽減後の保険料率
基準額 × 1.0	基準額 × <u>0.9</u>

＜第3段階軽減措置（新規）＞

本来の保険料率	軽減後の保険料率
基準額 × 0.75	基準額 × <u>0.68</u>

② 課税層の保険料率の変更＜拡充＞

第6～第9段階の保険料率を、第4期からそれぞれ0.1ポイント上乘せします。

③ 第10段階の新設＜新規＞

第4期において最上位である第9段階の上に、新たに第10段階（合計所得金額1,000万円以上）を設定します。

以上の結果、第5期計画期間の保険料基準額（月額）は、5,440円となります。また、所得段階区分別の保険料は、次ページのとおりとなります。

<第5期保険料(平成24～26年度)>

段階	対象者の所得金額			保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	・本人が生活保護受給 ・本人が老齢福祉年金を受給し、 本人及び世帯員全員が住民税非課税			0.5	32,640円	2,720円
第2段階	本人 及び 世帯員全員が 住民税非課税	本人の 前年の合計 所得金額と 前年の課税 年金収入額 の合計額	80万円以下	0.5	32,640円	2,720円
第3段階 (軽減)			80万円超 120万円以下	0.68	44,390円	3,699円
第3段階			120万円超	0.75	48,960円	4,080円
第4段階 (軽減)	本人… 住民税非課税	本人の合計 所得金額と 前年の課税 年金収入額 の合計額	80万円以下	0.9	58,752円	4,896円
第4段階	世帯員… 住民税課税		80万円超	基準額	65,280円	5,440円
第5段階	本人… 住民税課税	前年の合計 所得金額	125万円以下	1.1	71,808円	5,984円
第6段階			125万円超 190万円未満	1.35	88,128円	7,344円
第7段階			190万円以上 400万円未満	1.6	104,448円	8,704円
第8段階			400万円以上 700万円未満	1.85	120,768円	10,064円
第9段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	137,088円	11,424円
第10段階			1,000万円以上	2.35	153,408円	12,784円

<第4期保険料(平成21～23年度)>

段階	対象者の所得金額		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)	
第1段階	・ 本人が生活保護受給 ・ 本人が老齢福祉年金を受給し、 本人及び世帯員全員が住民税非課税		0. 5	27, 060円	2, 255円	
第2段階	本 人 及び 世帯員全員が 住民税非課税	本人の 前年の合計 所得金額と 前年の課税 年金収入額 の合計額	80万円以下	0. 5	27, 060円	2, 255円
第3段階			80万円超	0. 75	40, 590円	3, 383円
第4段階 (軽減)			本人… 住民税非課税	80万円以下	0. 9	48, 708円
第4段階	世帯員… 住民税課税		80万円超	基準額	54, 120円	4, 510円
第5段階	本人… 住民税課税	前年の合計 所得金額	125万円以下	1. 1	59, 532円	4, 961円
第6段階			125万円超 200万円未満	1. 25	67, 650円	5, 638円
第7段階			200万円以上 400万円未満	1. 5	81, 180円	6, 765円
第8段階			400万円以上 700万円未満	1. 75	94, 710円	7, 893円
第9段階			700万円以上	2. 0	108, 240円	9, 020円

※網掛けは第4期からの変更点

(4) 保険料の本市独自減額制度の拡充・新設

保険料の上昇に伴い、特に収入が低く、保険料の納付が困難となる方に配慮するため、次のとおり本市独自の減額制度を拡充し、減額適用後の保険料を第4期とほぼ同額に据え置くこととします。

- ① 主に第1，第2段階の一部の方を対象とした独自減額制度の減額率について、第4期では、基準額×0.25としていたものを、第5期においては、基準額×0.21まで拡充します。
- ② 第1，第2段階の被保険者のうち、これまでの独自減額制度の対象外であった方を主な対象者とする減額制度を新設します。

(5) 被保険者に対する激変緩和措置の実施

保険料段階区分が第6段階から第7段階に変更されることにより、基準額の上昇と併せて、保険料負担が大きく増加する合計所得金額190万円以上200万円未満の方に対して、保険料の激変緩和措置を実施し、平成24年度においては、改定後の第6段階の保険料まで減額します。

第5期における低所得者に対する独自減額制度

		低所得者減額① 【第5期拡充】		低所得者減額② 【第5期新規】	低所得者減額③ 【第4期から継続】
		(第4期)	➡ (第5期)		
対 象 者		次の所得段階区分に該当する者 ・ 第1, 2段階 (*生活保護受給者は除く) ・ 第3段階 (軽減も含む) (*世帯員複数の場合のみ対象となりうる)		次の所得段階区分に該当する者 ・ 第1, 2段階 (*生活保護受給者は除く) ・ 第3段階 (軽減段階も含む) (*世帯員複数の場合のみ対象となりうる)	次の所得段階区分に該当する者 ・ 第3段階 (軽減段階) ・ 第3段階 (*世帯員複数の場合のみ対象となりうる)
適用要件 ※収入・資産基準は世帯員全員の合計額で判断する	収入基準	・ 単身世帯の場合、前年の収入が60万円以下 ・ 世帯員複数の場合、世帯員1人につき24万円加算した額以下		・ 単身世帯の場合、前年の収入が60万円超80万円以下 ・ 世帯員複数の場合、世帯員1人につき32万円加算した額以下	・ 単身世帯の場合、前年の収入が80万円超120万円以下 ・ 世帯員複数の場合、世帯員1人につき48万円加算した額以下
	資産基準	・ 単身世帯の場合、預貯金等が240万円以下 ・ 世帯員複数の場合、世帯員1人につき96万円加算した額以下		同左	同左
	扶養基準	所得税, 住民税, 医療保険の被扶養者でないこと		同左	同左
保険料額 (月額)	減額前	第1段階 ・ 2,255円 (基準額×0.5) 第2段階 — 第3段階 (軽減) — 第3段階 ・ 3,383円 (基準額×0.75)	第1段階 ・ 2,720円 (基準額×0.5) 第2段階 ・ 3,699円 (基準額×0.68) 第3段階 ・ 4,080円 (基準額×0.75)	第1段階 ・ 2,720円 (基準額×0.5) 第2段階 ・ 3,699円 (基準額×0.68) 第3段階 ・ 4,080円 (基準額×0.75)	対象外 ・ 3,699円 (基準額×0.68) ・ 4,080円 (基準額×0.75)
	減額後	減額 ・ 1,128円 (基準額×0.25)	減額 ・ 1,142円 (基準額×0.21)	減額 ・ 2,285円 (基準額×0.42)	減額 ・ 2,720円 (基準額×0.5)

第4期の保険料とほぼ同額に据え置く

主な対象者である第2段階の単身者については、第4期の保険料 (2,255円) とほぼ同額に据え置く

第4期の減額措置 (基準額×0.5) を継続する。(第4期 2,255円)

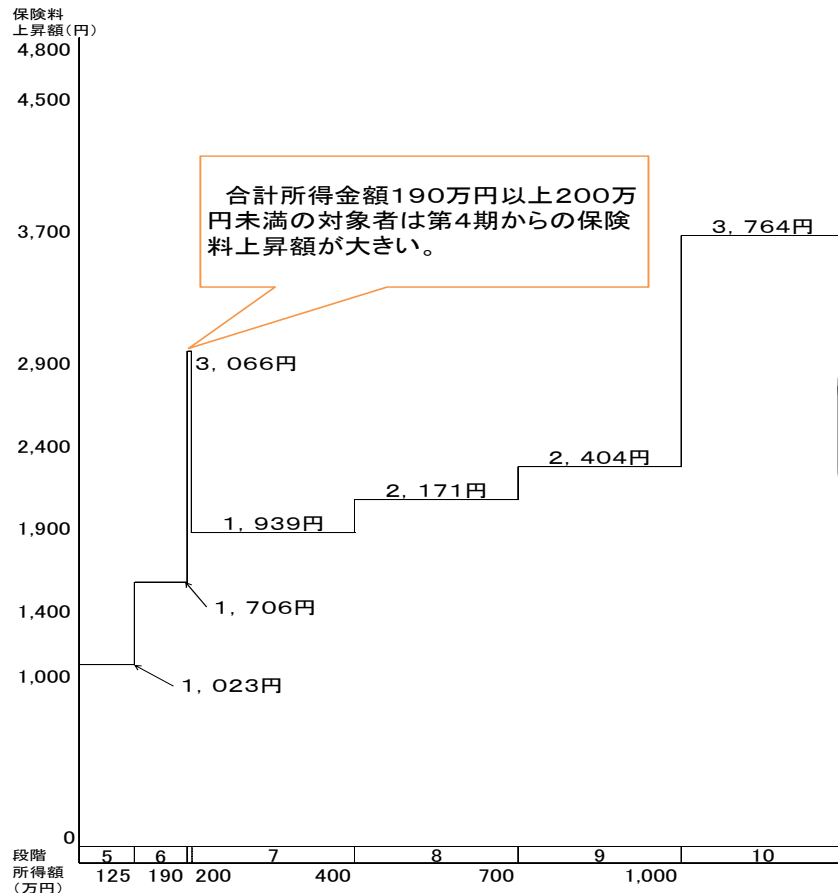
保険料の激変緩和措置の実施

省令において、平成21年度から平成23年度までの第6段階と第7段階の境界となる所得金額を200万円とする旨定められているが、平成24年度から平成26年度までは、これを190万円とする改正が行われた。

この国の制度改正の趣旨を踏まえ、本市においても同様の変更を行うことに伴い、合計所得金額が190万円以上200万円未満の者については、保険料段階区分が第6段階から第7段階へ上がることとなり、保険料基準額の上昇と併せて、保険料負担が大きく増加することとなる。このため、平成24年度において、これらの者に対し激変緩和措置を講じる。

【第4期からの保険料上昇額（月額）※課税層（第5段階以上）のみ抜粋】

【激変緩和措置の対象者等】



対象者及び適用要件	次の①②のすべてに該当する者	
	①平成23年度の所得段階が第6段階であり、かつ、合計所得金額が190万円以上200万円未満であること。 ②平成24年度の所得段階が第7段階となり、かつ、合計所得金額が190万円以上200万円未満であること。	
減額内容	平成24年度において改定後の第6段階の保険料額まで減額する。	

年度	所得段階	保険料(月額)	第4期からの 上昇月額	本来の保険料額 との差
(参考) 23年度	第6段階	5,638円	改定後の第6段階と同額	—
24年度	第7段階	7,344円 ※(8,704円)	+1,706円 ※(3,066円)	△1,360円
25年度	第7段階	8,704円	+3,066円	—
26年度	第7段階	8,704円	+3,066円	—

※()内は、本来の保険料(月額)及び上昇月額